

静岡県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年8月25日

静岡県監査委員 青木 清 高
静岡県監査委員 森 裕
静岡県監査委員 鳥澤 由 克
静岡県監査委員 田口 章

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東京事務所	令和2年3月4日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 非常勤職員の年次有給休暇付与日数の誤り 3 内 容 令和元年度の非常勤職員の有給休暇の付与日数に誤りがあった。また、他の非常勤職員の繰越日数の付与に誤りがあった。	
【措置の内容】 付与日数の誤りが判明後速やかに、休暇簿の記載内容の訂正を行いました。 今後、非常勤職員の有給休暇付与や繰越の処理の際には、任用通知書の内容や「非常勤職員身分等取扱要綱」等の内容に疑義が生じた場合はただちに確認・解消し、再発防止に努めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡財務事務所	令和2年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 窓口収納における不明金の発生</p> <p>3 内 容 窓口において収納した現金が、本来の残高より1万円多かった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>当該事案の発生した原因として、納税者から受け取った収納金の紙幣が重なり密着していたと考える以外に他の原因が考えられないため、発生防止の対応策として令和元年9月から次のとおり事務の改善を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前から金銭を受領する際と釣銭を渡す際は、納付者の目の前で金銭を数え、相手方と共に金額を確認し、金銭の枚数確認を必ず2名の職員でダブルチェックをしていましたが、更に紙幣の枚数を間違えないようにするため、令和元年9月からマネーカウンターを導入しました。 ・カウンターの収納窓口を1か所にして、収納を担当する職員が現金領収を1件ずつ確実に丁寧に対応する体制に改め、窓口で収納を担当した職員と再チェックした職員の名前を記録簿に記入して残すようにしました。 ・昼休み休憩時間帯の窓口交替制勤務職員をそれまでの1人から2人体制にして、昼休みの収納窓口で金銭を受領する際も、必ず2名の職員で金銭の枚数確認をダブルチェックするようにしました。 <p>以上3点の取組を今後も継続的に実施することにより、窓口収納における不明金の発生防止に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部健康福祉センター	令和2年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故等）の多発</p> <p>3 内 容 平成30年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が8件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>職員の交通安全意識の高揚と運転技術の向上を図るため、次の交通安全対策を実施しています。</p> <p>1 毎月開催する定例部・課長会議において、静岡県安全運転管理協会が発行する月刊誌「安全運転管理しずおか」に掲載されている記事を利用して、副安全運転管理者である総務課長が「危険予測トレーニング」や季節ごとの注意のポイントを解説し、各課長から課員に説明や資料回覧することで、職員全体の交通安全意識の高揚を図っています。</p> <p>また、当月に免許証の有効期限が切れる職員に対して、総務課長から該当職員に免許更新の手続きについて確認しています。</p> <p>2 所内で発生した事故の状況等を職員に周知し、運転する際の注意点や対策の共有化を図っています。</p> <p>3 年度当初に携帯用の「交通事故発生時対応マニュアル」を全職員に配布しました。</p> <p>4 年度当初の定例部・課長会議において、安全運転管理協会がホームページで提供している運転適性シートを配布し、各課長から課員に配布してもらい、各自の運転時の心理や行動をチェックさせ、各職員にあった運転上の注意事項を再認識させ、自己の運転特性を知り、交通安全に努めるよう啓発しています。</p> <p>5 また、JAFがホームページで公開している各種のトレーニングを学べるようインターネットに接続している共用端末のデスクトップにアイコンを置いて、昼休み等に活用するようにしています。</p> <p>6 令和元年度からは四半期ごとに公用車の運転回数と事故率を出して、運転機会が多く、事故を起こしていない上位10人を所長から表彰しており、第1四半期は交通事故が発生しませんでした。</p> <p>7 各種講習会（東部出納室主催の交通安全研修会、沼津土木事務所が主催する交通安全研修会等）への参加や職員ポータル上の交通安全研修の受講を奨励しています。特に公用車で交通事故を起こした職員に対しては、受講を義務付ける等しています。</p> <p>8 公用車で出張する職員に対しての安全運転の声掛け、積雪予報時の公用車出張予定者への注意喚起を行っています。</p> <p>9 東部出納室や支所等に配備されているアルコール検知器により、飲酒運転防止の徹底を図っています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部農林事務所	令和2年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事現場における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 平成30年度及び令和元年度に実施した建設工事において、第三者事故（物損）が3件、工事関係者事故が1件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>① 事故発生後、事故の発生状況・原因・対策を検討し、請負者に注意指導を行いました。所内に対しても周知を図り、職員への注意喚起を行いました。また、予告なしで行う安全パトロールを月2～3回実施し、現場の安全点検を行いました。</p> <p>② 発生した事故は、いずれも些細な不注意から起こったものです。このため、今後の防止策として、請負者に対して、安全講習会を実施し、自主的な現場の安全点検を促します。また、不注意による事故を防止し、現場作業員の安全意識を高めるため、安全パトロール・検査・現場監督等を通して根気よく繰り返し注意・指導を行っていきます。</p> <p>また、事務所職員には、研修会の実施や事故事例の周知などにより、安全意識の向上を図り、現場監督の際の注意・指導をより効率的に行えるように、特に若手監督員に対して、総括・主任監督員が極力現場に同行し、現場での注意点の指導・教育を行っていきます。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の多発</p> <p>3 内 容 平成30年度に、公務中における交通加害事故が4件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>今回の監査結果の注意案件については、交通事故を起こした職員に対し、所長から厳重に注意しました。また、再発防止策として、全職員の交通安全意識の底上げを図るため、所内の交通事故の発生傾向から、次のような注意喚起を行いました。</p> <p>① 農道、林道等の舗装されていない道路や狭路の通行時における事故が発生したことから、路面や周囲の状況をしっかりと確認すること。</p> <p>② 後退時の自損事故が多発したことから、運転手は細心の注意を払うとともに、同乗者がいる場合は、車両誘導を行い運転手の補助を徹底すること。</p> <p>③ 職員ポータルの「交通安全に関する研修」を、積極的に活用すること。</p>	

加えて、当事務所では、「交通安全委員会・事故防止委員会」（所内の課長以上の職員で構成）を毎月開催し、交通事故の発生状況や交通安全に関する資料の配布・説明などを行うとともに、次のとおり、さまざまな機会を通じて職員の交通安全意識の高揚を図ってきたところです。

- ① 始業時の交通安全標語の唱和
- ② 交通安全標語コンクールの実施
- ③ 交通事故ゼロボードの設置
- ④ 各種講習会等への参加
- ⑤ セーフティチャレンジラリーへの参加(全職員)
- ⑥ 庁舎構内及び庁舎周辺道路のハザードマップの掲示

今後も交通事故再発防止のため、これらの取組を継続し、全職員一丸となって、安全運転を徹底します。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
志太榛原農林事務所	令和2年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事現場における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 平成30年度及び令和元年度に実施した建設工事において、第三者事故（人身及び物損）が3件、工事等関係者事故が1件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>① 今回の監査結果の注意案件について、それぞれの案件の工事請負者に対して、再発防止のための危険予知訓練、安全用具着用の徹底、施工現場の安全確保（監視員の設置、侵入防止対策物の厳重化）等について指導を行いました。</p> <p>② 今後の防止策として、事務所による工事安全パトロールの強化に加え、新たに「工事安全管理に関する特記仕様書」を作成し、事務所発注の農林土木工事については、受注者が事故の発生危険位置及び危険内容を示した工事安全ハザードマップを作成することとしました。</p> <p>また、新たに「志太榛原農林事務所工事安全情報交換会開催要領」を作成し、所内の安全施工に係わる職員を対象に、毎年春秋の2回以上、前年度の総括や安全パトロールの課題等について検討し、その情報を共有化することにより、検討結果が各工事現場へと伝わるようにしました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
工業技術研究所	令和2年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故等）の発生</p> <p>3 内 容 平成28年度から30年度にかけて、通勤途上における交通加害事故が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>今回、注意案件となった交通加害事故につきましては、交差点において安全確認を怠ったこと及び渋滞路における前方不注意の結果、接触、衝突を招いたものです。これを受けて、所内の班長、科長以上の職員による会議を開催し、所長より、危険を予測して安全確認を行うことと前走車との間に3秒間の車間距離を確保すべきことを指導し、職員全員に交通安全・交通事故防止を周知徹底しました。</p> <p>また、当事務所では毎月、所内の班長、科長以上の職員による会議を開催し、交通事故防止の注意喚起を行い、職員の交通安全意識の徹底を図ってきたところです。</p> <p>加えて、次の取組を継続して実施しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 交通事故発生時対応マニュアルの全職員への配付 ② 交通安全標語を各科より募集 ③ 交通安全標語をステッカーにして公用車のハンドルやダッシュボードに貼付 ④ 各種講習会等への参加 ⑤ セーフティチャレンジラリーへの参加（全職員） <p>今後も交通事故防止のため、これらの取組を継続し、職員の交通安全意識を高めるとともに、安全運転を徹底します。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
熱海土木事務所	令和2年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 委託業務報告書の未徴収（同様事案の再発）</p> <p>3 内 容 前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、平成30年度伊東港プレジャーボート係留施設等管理業務委託において、受託者から委託業務処理状況報告書等を徴収していなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成30年度伊東港プレジャーボート係留施設の管理に関する業務委託（係留施設の巡視等）に係る月次報告書、業務終了後の実績報告書及び収支報告書（以下「報告書」という。）を委託先から徴収していませんでした。</p> <p>これは、担当者が委託先から毎月提出される巡視日誌を月次報告書と勘違いしたこと、委託費を前払いしたため業務終了後の実績報告書や収支報告書が提出されたかどうかの確認を失念したこと、及び契約書で定めたとおりに報告書が提出されたかどうかの確認が不十分であったことが原因です。</p> <p>また、平成30年度に行われた監査において、網代漁港のプレジャーボート係留施設指定管理業務に係る月次報告書が未徴収であることについて指導を受け、是正を行いましたが、指導内容について班内で十分共有できていなかったため、伊東港についても報告書の未徴収が発生し、網代港と同様の指摘を受けたものです。</p> <p>今後、報告書の未徴収を起こさないための対応は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 業務委託提出書類チェック表について、委託業務契約書で定めた時期に上記の報告書が提出されているか確認できるように様式を変更した。 (2) 委託先から報告書の提出があった際には、必要な提出書類が確認できるように委託契約書の写しを添付して受理の決裁を受けることとした。 (3) 業務終了後は報告書の未提出がないか、用地管理課長が最終確認を実施する。 (4) 契約締結時に管理班長及び担当者が、委託先の課長及び担当者と契約内容を相互に確認する。 (5) 熱海港、伊東港及び網代漁港の3港のプレジャーボート係留施設等管理業務の定型的管理事務について、「いつ何をするのか」が見えるよう、年間スケジュールを図表で作成し、課内全員で事務の意義や手順等を共有化する。 <p>今後も、毎月班内で年間スケジュールの進捗、事務処理の漏れや遅れのチェックを行います。また、担当者が代わっても指摘のあった内容は確実に引継ぎを行い、同じことを繰り返さないよう努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
島田土木事務所	令和2年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事の不適切な工事計画</p> <p>3 内 容 平成30年度に実施した急傾斜地崩壊対策工事において、用地買収未了のまま工事を発注するなど不適切な業務により工事計画に大幅な変更が生じた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>当該工事の発注に当たり、事前に用地未買収地権者から用地売却の了承を得たことから、工事発注を行いました。当初、地権者から当該土地に設定されている抵当権は抹消できる見通しであると聞いていましたが、発注後、実際には困難であったため、変更契約により、用地未買収区間の施工箇所を用地買収済み区間の施工箇所に振り替えました。</p> <p>事案の発生を受けて、「静岡県土木事業用地事務取扱要領」（平成20年4月1日建公第391号）第5条（用地取得が完了していない土地における工事の禁止）を遵守するよう担当課の職員に対して、工事図面や要領等を用いて、改めて研修を行いました。</p> <p>また、実施設計書作成時には、必ず工事担当者が用地契約担当者に契約状況の確認を行うこととしました。さらに、令和2年4月には、工事担当課と用地担当課による用地買収の年間計画の打合せを実施し、用地契約担当課と用地契約完了予定時期等の情報の共有を図っています。</p> <p>今後は、上記のとおり担当者間でのコミュニケーションを積極的に行い、情報の共有を図るとともに、会計事務適正化チェックリストの様式の改定について検討するなど、再発防止に努めます。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事の不適切な積算及び変更契約事務</p> <p>3 内 容 平成30年度及び令和元年度に実施した橋梁耐震工事において、当初積算の違算に気付かないまま入札を行い、契約に至った。また、設計変更に係る変更契約の時期が適切でなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、工事施工前の受注者からの協議により、設計数量の誤りがあるなど当初の積算が適切でなかったことが判明したものです。また、設計変更に伴う変更契約の手続きが変更指示から3ヶ月後となり、適切な時期に手続きを行わなかったものです。</p> <p>これは、担当者を含めた事前の設計図書の事前審査が十分ではなかったこと、また、年度を跨ぐ手</p>	

続きで担当者が変更となったため、事務処理が遅延したことが原因です。

適切な積算による発注業務を行うために、当初発注においては、複数の監督員や改算担当者によって設計図書の審査をより一層慎重に行うことと合わせ、審査の時間が十分確保されるよう計画的に設計図書を作成するよう担当課内の周知を図りました。

さらに、設計変更に伴う変更契約の手続きを適切な時期に行うために、「設計変更事務処理要領」及び「同運用基準」の理解と遵守を徹底いたしました。

今後とも、これらの取組を徹底し、建設工事における適切な積算による発注及び設計変更事務に努めます。

【監査の結果】

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 監査結果の区分 | 注意 |
| 2 | 件名 | 建築物の定期検査報告に係る不適切な事務 |
| 3 | 内容 | 建築基準法に基づく建築物の定期検査報告において、報告書の提出を要しない「通所型の保育園」の施設管理者に対し、誤って提出を要する旨の回答を行ったことにより、提出された報告に要する検査費用の損害賠償が発生した。 |

【措置の内容】

当該事実の確認後、速やかに先方に謝罪しました。その後、令和元年6月4日に先方との和解が成立し、損害賠償を行いました。

再発防止策として、新規建築物については、施設管理者へのヒアリングや図面確認等により施設の用途、規模、使用状況を把握し、複数人で確認した上で要否の判断を行うこととしました。

また、既存建築物で対象かどうかの問い合わせがあった場合など、個別の事案についても上記と同様に要否の判断をするとともに、対応記録を台帳に記載し、担当課内で情報を共有することとしました。

今後は、上記の取組を徹底し、適切な事務の執行に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
伊豆総合高等学校	令和2年3月4日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 環境整備作業における通行車両損傷事故の発生 3 内 容 敷地内において、エンジン式草刈機を使用して環境整備作業を行っていた際、草刈機からの飛び石により、走行中の車両を破損する事故が発生した。	
【措置の内容】 本件は、平成30年7月に実施した刈払い機を使用した環境整備作業において、安全衛生管理対策が不十分で、作業現場への車両接近に気づかなかったことが原因です。 このことを受け、環境整備業務に従事する全職員に対し、安全衛生教育を改めて実施しました。 また、管理職が、環境整備作業の現場を確認し、作業中の安全確保、事故防止について具体的な指示を行いました。 今後は、関係法令等を遵守して作業を計画、実施するとともに、安全衛生教育を継続します。また、現場では、安全確保のための手順を確実に実施することにより再発防止に努めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
裾野高等学校	令和2年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 特殊勤務手当の不正受給</p> <p>3 内 容 裾野高等学校の臨時講師は、平成30年7月から31年1月までの週休日、祝日、計37日分について部活動指導の勤務実績がないにもかかわらず、特殊勤務実績簿に虚偽の実績を記載して報告し、特殊勤務手当（131,400円）を受給した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本事案が発覚後、校長が改めて不祥事根絶への意識を高めるため、平成31年4月から次の取組を実施し、全教職員の給与等適正受給に係る意識の向上を図るとともに、手当確認時におけるチェック体制を強化して、再発防止に努めています。</p> <p>1 各部活動が作成している活動計画書に加え、新たに顧問ごとの部活動計画書を作成することで計画的な業務の遂行を指示しています。</p> <p>2 特殊勤務実績簿提出の際、虚偽の申告はないことを表記した一覧表に押印を求めることで、教職員の法令遵守への意識確認をしています。</p> <p>3 令和元年6月25日に本件をテーマとしたコンプライアンス研修（グループ研修）を実施し、全教職員一人ひとりが考え、意見を出し合い、規範意識を高めました。</p> <p>4 学校評議員やコンプライアンス委員会に情報発信をし、外部の視点からコンプライアンスへの取組みについて意見を求め、改善に努めています。</p> <p>5 教科・分掌外でも、お互いに率直な意見を言える場を作り、「風通しのよい職場づくり」に努めています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
藤枝東高等学校	令和2年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故）の発生</p> <p>3 内 容 平成30年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>当該職員に対し、所属長からそれぞれ厳重に注意し、関係者等との連絡や調整等に不備なく誠実な対応をするよう指導するとともに、それぞれの事犯発生後速やかに、教職員の朝の打合せにおいて事案を共有し、交通事故が不注意から発生していることを踏まえ、安全な自動車運転について注意喚起を行いました。</p> <p>また、平成30年度以前も、教職員に対し交通安全の徹底に取り組んで参りましたが、次の取組を実施することで教職員の交通安全意識の高揚を図り、交通事故の再発防止に努めています。</p> <p>1 職員会議及び朝の打合せにおいて、教職員に対し、交通事犯の具体的事例を示しつつ、交通規則遵守及び交通安全の意識高揚に努めるよう指導するとともに、たとえ軽微な事案であっても速やかに管理職に報告することを徹底しています。</p> <p>2 校内の不祥事根絶研修において、県内で発生した交通事犯の事例を用いて、その原因、対策等について教職員に考えさせ、同様のことが発生することのないよう指導しています。</p> <p>3 教育委員会が配信する事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）を実施するよう、管理職から受講を促し、事故防止に対する意識の高揚を図っています。</p> <p>4 今後、交通加害事故が何日起きていないかを表す「無事故メーター」の導入を実施します。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
横須賀高等学校	令和2年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故等）の発生</p> <p>3 内 容 平成30年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成30年度に発生した2件の交通加害事故の原因は、いずれも本人の不注意によるものでした。当該職員に対しては、事故直後に校長から嚴重注意し、安全運転について指導を行いました。</p> <p>また、朝の打合せ時に、全教職員に対して校長・副校長から交通安全、交通ルールの遵守等について話をし、以下のとおり注意を喚起しました。</p> <p>交通事故防止のための取組</p> <p>1 職員会議後の校内研修で、交通事故ニュースや安全運転管理のヒント等の資料を配布し、交通安全意識の向上や安全運転のためのテクニックの周知に努めています。特に、飲酒運転撲滅のため、アルコール摂取量による呼気アルコール濃度を知るワークショップを行うなど研修に力を入れました。</p> <p>2 副校長が、朝の打合せ時に事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の受講を促し、交通安全意識の向上に努めています。</p> <p>3 県教育委員会から懲戒処分の公表があった場合は、朝の打合せで伝え、掲示板にコンプライアンス通信を掲載し、交通事故・交通違反に対する注意喚起を行っています。</p> <p>4 平成30年度より勤務時間終了時に管理当番が交通安全を呼びかける放送を流しています。</p> <p>今後の防止策</p> <p>今回の監査結果を受けて、交通加害事故が何日起きていないかを表す「無事故メーター」を設置し、無事故無違反の継続に努めます。また、今後も定期的に交通ルールの遵守等について注意を喚起し、交通安全講話を行うなど研修の機会を設け、職員の交通安全意識を高めて再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
小笠高等学校	令和2年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故）の発生</p> <p>3 内 容 平成28年度から30年度にかけて、3年連続で通勤途上における交通加害事故が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>いずれの事故も職員の不注意によるものであり、平成28年度から30年度の発生当時、校長から当該職員に対して、厳重な注意と指導を行いました。</p> <p>事故直後の職員会議で、全職員に対して交通事故防止の注意喚起を行い、余裕を持って安全運転を心掛けるよう訓示しました。</p> <p>また、安全運転に対する職員の意識を改革し、学校全体で交通事故防止に取り組むため、以下の対策を講じています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毎月の職員会議において、校長から交通規範の遵守と事故の未然防止の重要性等を継続して注意喚起しています。 2 県教育委員会から事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）について、朝の打合せにおいて教頭が全職員に対し受講を呼びかけるとともに、受講率の低い職員には直接指導しました。 3 県教育委員会発行の「コンプライアンス通信～信頼にこたえるために～」を活用して、飲酒運転根絶チェックやアルコール分解速度等について職員研修を行いました。 4 警察署から発せられる「交通事故情報」や「安全運転管理だより」を配付して情報提供を行い、交通安全規範意識の向上に努めています。 5 交通安全スローガン「安全をつなげて広げて事故ゼロへ」を職員室及び事務室に掲示し、交通安全意識の高揚を図りました。 6 PTA活動の一環として、5月と10月に教員がPTA役員とともに街頭に立ち、生徒に交通安全指導を行い、教職員に対しても安全運転の啓発を行っています。 7 アルコール検査器でのセルフ検査や、飲酒の機会での運転厳禁の呼びかけを随時、行っています。 8 交通加害事故が何日起きていないかを表す無事故メーターの導入等、職員への注意喚起をより図っていくための方策を検討します。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松商業高等学校	令和2年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故）の発生</p> <p>3 内 容 平成28年度から30年度にかけて、公務中及び通勤途上における交通加害事故が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>事故の発生を受けて、その都度（平成28年12月、平成29年8月、平成31年3月）、校長から当該職員に対し、安全確認不足による加害責任の重さ、状況によっては甚大な被害を起こす危険性の理解と認識、教育公務員としての反省を促すなど指導を行いました。</p> <p>また、校長から全職員に対しても職員会議において、交通安全意識を高く持ち、交通事故に充分注意をするように注意喚起を行いました。</p> <p>さらに、交通事故や交通違反についての事例発生の都度、朝の打ち合わせにおいて、校長から事故や違反の内容を具体的に挙げて注意喚起をするとともに、教職員が全体で事故防止について意識することを促しました。</p> <p>その他、全国交通安全運動の実施前や長期休業期間前などには、職員会議において、副校長から交通事故への危険意識などについての再確認を行うとともに、事故削減プログラムについて実施を促しました。これらの注意喚起時に、前回事故から無事故であることを伝え、引き続き無事故を継続しようとする意識を高めるため啓発を行いました。</p> <p>これらにより、全職員が交通安全意識を高く持ち続け、令和元年度は、交通加害事故の発生はありませんでした。</p> <p>今後も引き続き交通加害事故の発生を防止するための新たな取組として、セーフティーチャレンジラリー・イン浜商を行うほか、無事故メーターの掲示などにより全職員で交通安全意識の徹底を図り、交通加害事故の防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松湖北高等学校	令和2年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 教員による生徒への体罰行為の発生</p> <p>3 内 容 浜松湖北高等学校佐久間分校の教諭は、平成31年3月、自らが指導する男子野球部の練習後に、部員生徒の首のあたりを両腕で抱え込むように掴んで投げた。当該生徒は体勢を崩して倒れ込み、校舎の壁に設置してある鉄製パイプに歯をぶつけ、上前歯2本を破折した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、生徒の態度に対し当該教諭が感情的になってしまった結果、発生した事案です。このことを受け、次の取組を実施するとともに、再発防止に努めています。</p> <p>当該教諭に対しては、本事案発生直後から副校長による面談を7回実施し、問題点の理解、原因の理解と改善のほか、アンガーマネジメントについて話をし、当該教諭が反省し、今後このようなことがないように、学校全般の教育活動に取り組む意思を確認しました。</p> <p>学校全体の取組としては、従来より副校長がコンプライアンス通信を全教職員に配付し、その通信の内容が理解されているかの確認をすることで、不祥事根絶への意識を高めていました。</p> <p>事案発生後においては、従来の呼びかけに加えて、月1回職員会議後にコンプライアンス研修を全教職員対象に実施し、人権感覚チェックやアンガーマネジメントにより体罰の再発防止方策を示すとともに、組織として不祥事根絶に取り組む体制づくりへの意見交換を行っています。</p> <p>今後は、さらに相談しやすい風土づくりを推進し、全教職員で再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
中央特別支援学校	令和2年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故等）の発生</p> <p>3 内 容 令和元年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件について、教頭が当該職員に状況を確認したところ、職員の不注意によるものでしたので、厳重注意と指導を行いました。</p> <p>また、教頭が職員会議や職員打ち合わせで全職員に事故の状況を説明し、交通事故防止に向けて注意喚起を行い、以下の取組を実施しました。</p> <p>今後も交通加害事故撲滅に向けた取組を継続して実施していきます。</p> <p>1 交通安全委員による安全運転呼び掛けポスター（通勤途上に起きた危険事案とその対策）を掲示しました。</p> <p>2 職員のNES掲示板上で、事例（近隣で起きた事故や新聞記事等）をもとにした交通安全の呼び掛けを行いました。</p> <p>3 事故削減プログラム「eラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）を受講しました。</p> <p>4 職員玄関に交通加害事故が起きていない期間を示す「無事故メーター」を設定しました。</p> <p>5 懲戒処分が発表されるたびに、職員会議や職員打ち合わせでコンプライアンス通信を参考に事故の背景や対策を確認しました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
藤枝特別支援学校	令和2年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故）の発生</p> <p>3 内 容 平成30年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>交通事故を未然に防止するため、職員一人ひとりの安全運転に関する意識の高揚や運転技術の向上によるリスクの軽減を図るなど、以下のとおり様々な交通事故の防止対策に取り組んでいます。</p> <p>なお、令和元年度は新たな取組として1を行いました。今後も交通加害事故撲滅に向けた取組を継続して実施していきます。</p> <p>1 全教共済による「安全運転カフェ」を活用し、教職員の事故のリスクや対策について個々の気付きを話し合い、一人ひとりの交通事故防止の意識の向上を図りました。</p> <p>2 eラーニング（毎月各個人に配布される交通安全意識向上のための研修プログラム）への取組を月初めに呼びかけ、未実施者には個別に呼びかけを行い毎月100パーセントのトレーニング達成を目指します。</p> <p>3 東京海上日動火災による安全運転に関する講習会の開催及び運転者の適性をチェックするなど、職員の運転に関する知識・技能の確認を行いました。</p> <p>4 職員室内に交通加害事故が何日起きていないかを表す「無事故メーター」及び交通標語を設置し、達成目標等の見える化に取り組んでいます。</p> <p>5 週に2回、朝の打ち合わせ時に職員が交代で交通事故・ヒヤリハットの体験談や安全運転について普段心がけていることなどを発表し、職員の安全運転意識の向上に努めています。</p> <p>6 懲戒処分の公表があった場合は全職員に伝え、特に、交通事故の原因や処分内容を説明し、職員に注意を促しています。</p> <p>7 校長などの管理職などをメンバーとする企画会等の校内会議において、交通事故の発生状況や事故防止策について情報共有を行い職員に伝達しています。</p> <p>8 春・夏・秋・年末の交通安全運動期間中に、管理職等が街頭指導を2回ずつ実施し、安全運転意識の向上を図っています。</p> <p>9 セーフティチャレンジラリーに多くの教職員が参加し、安全運転に対する意識を高めています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
掛川特別支援学校	令和2年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故（人身事故）の発生</p> <p>3 内 容 平成30年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件について、副校長が該当職員に状況を聞き取ったところ、職員による不注意によるものでしたので、校長から嚴重注意と指導を行いました。</p> <p>また、副校長が朝の職員打ち合わせで全職員に事故の状況を説明し、交通事故防止に向けての注意喚起を行い、以下の取組を実施しました。</p> <p>1 毎年、7月に交通事故削減講習会を実施しており、令和元年度は掛川警察署交通課長による講話を全職員が聞き、交通安全意識を高めました。</p> <p>2 事故削減プログラム「eラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のためのプログラム）については、月末にチェック表で受講を確認し、100%受講しました。</p> <p>3 K-MIXチャレンジラリーに全職員がエントリーし、無事故無違反を目標に取り組みました。</p> <p>4 令和元年度から新たに、職員のNES掲示板で、「交通安全で気を付けていること」を全職員が週1回、順番掲載して紹介しました。</p> <p>5 懲戒処分が発表されるたびに、朝の職員打ち合わせでコンプライアンス通信を参考に事故の背景や対策を確認しました。</p> <p>6 交通安全標語コンクールを校内職員で実施し、全職員に1つ標語を出してもらい、職員による投票で、3位まで表彰しました。10位までの標語をトイレの個室のドアに掲示しました。</p> <p>7 今後、令和2年度から職員玄関に加害事故が起きていない期間を示す「無事故メーター」を設定する予定です。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
一般財団法人 静岡県青少年会館	令和2年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 投資有価証券の不適切な運用、評価及び取得</p> <p>3 内 容 法人が所有する投資有価証券について、以下の不適切な運用等があった。</p> <p>1 満期保有目的以外の国債は、期末貸借対照表において時価評価額を計上すべきところ、額面金額を計上していた。また、時価評価額と取得価額の差額を正味財産増減計算書に計上していなかった。</p> <p>2 外貨建債券の運用に当たり、資金運用規程で定める理事会の承認を得ておらず、購入した外貨建債券は、期末貸借対照表において時価評価額を計上すべきところ、購入金額を計上していた。</p> <p>3 資金運用規程で定める範囲を超えて、償還年限が20年を超える債券を取得していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>監査結果を受けて、次のとおり処理することとしました。</p> <p>1 満期保有目的以外の国債の期末処理</p> <p>基本財産に対する誤認が原因であったことから、令和元年度決算報告から期末貸借対照表は時価評価額で計上するとともに、時価評価額と取得価額の差額を正味財産増減計算書に計上します。</p> <p>2 外貨建債券等の運用等</p> <p>資金運用上の誤認が原因であったことから、今後は、資金運用規程に基づき理事会の承認を得てから外貨建債券を運用し、購入した外貨建債券は、期末貸借対照表において時価評価額を計上します。</p> <p>3 資金運用規程の改正</p> <p>安全性と有利な運用を図るため、理事会にて資金運用規程を改正し、償還年限を20年から40年に改め、運用幅を広げました。</p> <p>今後は、資金運用規程を遵守するとともに、複数人で資産管理に取り組むなど、再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部の県立高等学校、校名は非公表	令和2年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 教員の不適切な行為による生徒負傷事案の発生</p> <p>3 内 容 東部の県立高等学校の教諭は、令和元年5月、高校の校門前の通学路となっている坂道で、悪ふざけのつもりで、同校の男子生徒1人に詰め寄り、腕をつかんで振り回した後、胸のあたりを押して、通学路横の急斜面に突き落とした。その結果、同生徒は7メートル程度転がり落ち、全治1か月程度の怪我を負った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本事案が発覚後、校長が当該教諭に対して状況確認をし、継続的に指導、研修を実施することで、本人に反省と自覚を促しました。また、被害者生徒の心身のケアに努め、通常の学校生活に、早期に復帰できるようサポート体制を整えました。</p> <p>令和元年6月21日に、生徒集会及び保護者会を開催し、本件に関する説明と謝罪を行いました。設備面では、通学路の安全対策を強化し、転落防止用安全柵の設置を行いました。</p> <p>全職員に対しては、管理職から臨時職員会議等において本件に関する説明等を随時行いました。令和元年8月27日に本件をテーマに職員コンプライアンス研修を実施、令和元年9月27日の職員会議後に研修の振り返りを行いました。当該研修では、不祥事根絶に向けて職員間で意見交換を行い、特にチームで職務にあたることの大切さを再認識しました。</p> <p>また、令和元年10月25日には、県教育委員会から講師を招き、不祥事発生の現状と課題をテーマに不祥事根絶研修を実施しました。</p> <p>今後も、コンプライアンス研修の充実を図り、不祥事の再発防止を徹底していきます。</p>	